

駐車料金改定に関するQ & A（2026 年 7 月 14 日更新）

Q1. なぜ駐車料金を改定するのですか？

A. 維持管理費の増大や近隣公共施設での料金改定状況を踏まえ、持続的な施設運営および研修環境の維持・向上のため、駐車料金体系を見直すこととしました。

Q2. 新料金はいつから適用されますか？

A. 令和 8 年 7 月 7 日（火）から適用します。

Q3. 既に利用予約している場合も新料金が適用されますか？

A. 適用日以降のご利用については、新料金が適用されます。

6/3 以降は「青少年団体駐車許可申請」の提出があっても受け付けることができなくなります。

すでに「青少年団体駐車許可申請」を提出していて、許可を受けている方は前ルールが適用されます。

Q4. 新しい料金体系を教えてください。

A. 以下のとおりです。

・普通車：400 円／30 分

・大型車（バス等）：500 円／30 分

最大料金（普通車）：2,800 円／12 時間ごと

最大料金（大型車）：3,500 円／12 時間ごと

※最大料金 繰返しあり

Q5. 短時間利用の場合の料金はようになりますか？

A. 入構から 30 分未満は無料です。出口に駐車券を入れて退場することができます。

30 分を超えると入庫時からの料金が発生します。

Q6. 日をまたいで利用した場合、利用料金は日ごとに計算されますか？

A. 日をまたいでも計算方法は変わりません。時間単位で加算していきます。

Q7. 最大料金に繰返しはありますか？

A. 最大料金に繰返しはあります。12 時間ごとの上限金額として適用されます。

Q8. 減免制度はありますか？

A. 青少年団体（1 団体につき 1 台）および心身障がい者の方については、駐車料金から 2 時間分を免除いたします。ただし、5 時間 30 分以上の利用の場合、すでに最大料金が適用されていますので、2 時間分の減免制度適応はありません。

なお、一般団体に対しての減免制度はありません。

Q9. 減免制度を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

A. センター棟 1 階の利用案内支払い窓口にて対応いたします。駐車券をご用意のうえ、お申し出ください。手続きの際、団体名と文書番号を伺いますので、ご確認の上お越しくください。心身障がい者の方は、あわせて心体障がい者手帳・愛の手帳・療育手帳等のご提示をお願いいたします。

Q10. 減免の対応はいつでもできますか？

A. 利用案内支払い窓口は 7:30 ～ 22:00 営業となります。この時間内での対応となります。

Q11. 従来の申請書は必要ですか？

A. 「青少年団体駐車許可申請」および「心身障がい者等駐車場利用料金免除申請書」は廃止となります。7/7 以降はこの申請は使えません。ただし、すでに「青少年団体駐車許可申請」を提出していて、許可を受けている方は前ルールが適用されます。

Q12. 青少年団体です。1泊2日で利用をしますが、期間中ずっと留置きしておきます。4時間分減免されますか？

A. 駐車券1枚につき、減免は1回のみとなります。このため、減免は2時間分となります。

Q13. 大型車（バス等）も減免対象になりますか？

A. 青少年団体の条件に該当する場合は対象となります。

Q14. 11人乗りの車で来所しますが、地下駐車場に駐車できますか？

A. 11人乗り以上の車は地下駐車場に駐車できません。北門から入場し、バス駐車場に駐車いただきます。ただし、バス駐車場は9台分のみで、事前予約制となります。

令和8年7月7日（火）から、地下駐車場のマイクロバス用駐車場は使用できなくなります。マイクロバスも北門から入場することとなります。

Q15. 心身障がいをもつ方々の引率者です。減免対象者の数が多く、個々に受付窓口へ行くと混雑させてしまいます。代表者が対象の方々の手帳と駐車券を預かり、まとめて申請することはできますか？

A. 可能です。手帳1冊につき1台が減免となりますので、冊数の確認をさせていただきます。